

(一社)蔵王町観光物産協会 ノルディックポール貸出規程

1、申請

(一社)蔵王町観光物産協会（以下「当協会」という。）が所有するノルディックウォーキング（以下「NW」）のポールを借用しようとする者は、事前に別紙「ノルディックポール 借用申請書」を提出して観光物産協会長の許可を受けること。

2、貸出条件

- ①基本的に、蔵王町の周辺地域で使用する。
- ②安全に利用するように心がけること（貸出品の不具合によつての事由以外の怪我については、自己責任とする）。
- ③利用者が蔵王町観光案内所以外を起点に利用する場合、ポールを利用者（施設）自らが運搬・返却する。ただし、状況により、相談に応じる。
- ④貸出・返却時に破損状況等を一度確認する。毀損した場合は、借受者の責任において修繕又は弁償すること。
- ⑤貸出時に身分証明書（名刺や運転免許証など）の提示を義務付けるものとする。
- ⑥当協会が催行するノルディックポールを使った事業と、重複する利用期間の場合、協会催行事業を優先するものとする。

3、貸出ポールの協会所有 セット数

- ・ T2 ラピン オールカーボン（76.5～130cm 一段可変）・・・ 20 セット
- ・ ナイト オールアルミ ツーポール 14（80～110cm 一段可変）・・・ 20 セット
- ・ ポールバック ラピン NW チームバック・・・1 袋

4、貸出料金・支払い

- ①貸出料金は有料とし、1回の貸出期間につき、下記に掲げる使用料を納付しなければならない。

協会員 200 円(税込)／1セット（大人・子ども同額）

協会員外 300 円(税込)／1セット（大人・子ども同額）

- ②料金は、貸出品返却時に現金にて支払うものとする。

なお、紛失・破損等による第7条に掲げる精算もこの時併せて行う。

- ③ただし、協会の主催事業、または特例として認めた場合は、無料で貸し出しとする。

5、貸出期間

- ①1回の貸し出し日数は、貸出した初日から数えて最大7日間とする。

- ②8日間以上利用する場合は、協会へ事前に確認し、了承の上使用可能とする。1週ごとに1回分のレンタル料金を加算する（未連絡の場合でも同様に加算する）。

例：協会 貸出(4/1)⇒使用日(4/2・4/9)⇒協会 返却・支払(4/14)

6、申込締め切り・取り消し

申込・取り消しは、貸出日の2日前までに協会に連絡すること。キャンセル料は発生しないものとする。

7、破損・紛失

使用者の非による破損・紛失などが生じた場合、以下の内容で弁済保証するものとする。

- ・ポール本体(シャフト)・グリップの破損 17,000 円 (税別)
- ・ストラップの破損・紛失 4,500 円 (税別)
- ・バスケット破損 2,000 円 (税別)
- ・アスファルトパット紛失 1,200 円 (税別)

※1本または1個の破損・紛失でも、同様とする。

8、未返却に係る弁償

返却日を1ヶ月過ぎて、無連絡、または故意に返却をされない場合は、レンタル品の実費を請求する。

- この規程は、平成27年7月1日より施行する。
- この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- この規程は、令和元年5月1日より施行する。

令和 年 月 日

(一社)蔵王町観光物産協会 会長 殿

申請者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

ノルディックポール 借 用 申 請 書

下記のとおり、貴協会所有のノルディックポールを借用申請します。

記

借 用 物 品	・T2 ラピン オールカーボン・・・ セット ・ナイト オールアルミ ツーポール・・・ セット ・ポールバック ラピンNW チームバック・・・ 袋
借 用 期 間	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 料	(協会員) 200 円(税込)× セット× 回= (協会員外) 300 円(税込)× セット× 回= 合計 円

受付日	年 月 日	許可の有無 有 ・ 無
-----	-------	----------------